

平成 30 年 第 5 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 5 月 16 日（水）午後 2 時 00 分～午後 2 時 44 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	欠	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

9 番 衛藤 英教 10 番 矢野 源平

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
 係 長 藤田 鉄也
 係 員 藤田 美智 川原 一仁 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 28 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (4) 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん、こんにちは。

まず、冒頭でございますが、一言お礼を申し上げます。私の母の葬儀の際には、皆様方には供物、生花など賜りまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。そして、本当に足元も悪い日でありましたが、ご会葬をいただきましたことも厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、いよいよ皆様方とも1年間こうして過ごしてきて、ちょうど1年前の今日が切り替えの日でした。いよいよ5月、田植の準備や野菜等の管理植付けの準備で忙しい中に、本当に忙しい時期にこうして多くの委員の出席をいただいたことに、まずもってお礼を申し上げます。

農業委員会法の改正がありまして、私どもはちょうど1年と。もう早いところでは来年4月には改選のある委員会もあります。我々の担い手集積、集約や遊休農地の発生防止、また新規参入の促進という最適化を求めてきた国の改正でありました。この任期もあと2年ありますが、今度こそ本腰を入れて農地の集積と遊休農地の発生防止を農地利用最適化推進委員と農業委員会を中心とした現場の活動にご尽力を賜りたいなと重ねてお願いするところでございます。

それと、ちょうど今日の日が、朝地の地すべりが発生した日ということでありまして、まだまだ2世帯ほど避難生活を行っているということでもあります。まだ、この工事は長期化するのではなかろうかと言われております。いつ、元通りの田植ができるのかなという不安がある状況です。国、県も手を挙げてやっています、もちろん市もやっていますが。

さて、今日は久しぶりに議案が少ないなかですが皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成30年第5回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時1分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

9番 衛藤英教 委員、10番 矢野源平 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成30年第4回定例総会から本日の平成30年第5回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた1点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

続きまして、各種報告ですが、今回は特にないようです。

それでは、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号7番までの7案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

5番委員 はい、5番木津です。毎回、こういった合意解約の報告がありますが、この解約後の農地はどうなっているのでしょうか。遊休農地化するのではないかと心配されますが、お互いのことなので、農業委員会が入り込む余地が無いのかもしれませんが、見通しとして、どうなんでしょうか。

事務局 はい、今までの過去の経過から言いますと、合意解約が出てくるところは、一概には言えませんが、中間管理機構に次に発展して貸し付けるというパターンがありますし、委員が懸念されるように次の方法が見つからずそのままになるパターンもあります。その全部が全部というわけではありませんが。

5番委員 それでは、遊休農地化する可能性が充分にあるということですね。

事務局 その通りです。一番良いのは、そういった農地に関して委員皆さん、農地利用最適化推進委員の皆さんがあっせん等していただくとありがたいと思っています。

議長 いいですか、はい。今言われたように後がどうなるのかが本当に心配になると思いますが、中間管理機構に行く分もあります。今日見たけど、今回は名前がないかなど。委員さんにもこの分については気を付けていただきたいと思います。他に質問はありませんか。

9番委員 はい、9番衛藤です。この件なんですけど、農地利用最適化推進委員さんに担当地区の筆について、事務局は毎月お知らせをする考えはないのでしょうか。

事務局 今まで、やってきた経緯もあります。ただ、この解約が事務局に出されない場合もありますので、今後は確認してみなさんに情報を流せるようにしたいと思っています。

9番委員 実際、今年、細目書の方で転作に持っていこうとした土地があるんですが、結局それは今年の3月にこの契約が切れると地主の方には連絡をしたそうです。まだ私の方はその確認をしなくてそのままになっています。結局、そういった地主の方が、考えがなかったらうやむやになっていくような土地がありました。だからそういったことで地主の方に手紙を送られた地区は、どうなっているのか、農地利用最適化推進委員さんに確認をしても

らうようにしたら、上手く行くのではないか、お願いをしたいと思います。

議長 はい、今言われるように事務局も今後については、こういう遊休農地になっていくんではなかろうかというところ、こういう合意解約のところは、再度、農地利用最適化推進委員に連絡をします。そして確認を取るようになっていきたいと。よろしくお願いします。

はい、他にありませんでしょうか。

委員 [ありません]の声あり

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、議案第28号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについてを議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の佐々木です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第28号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。平成30年5月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)

以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番の案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 緒方の麻生祐三子です。

5月7日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の用途変更にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は、借人の●●●●氏が昭和57年に畜舎と堆肥舎を、昭和63年に乾燥機倉庫と穀倉庫を、平成8年に子牛小屋と機械倉庫を、平成22年に農機具用のビニールハウスを建築しました。現在は敷地全体を畜舎用地として利用しており、今後も同所に必要とすることであるため、用途変更の申請を行ったものです。変更後の農地区分は農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地に該当するため、農用区域内農地の農業用施設用地となります。許可基準は、第2-1-(1)-カ-(イ)の農用地利用計画によって指定された用途に供するために行われるものに該当します。農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、農用区域内であるが、農業用施設への転用は例外的に許可する事ができる場合に該当し、転用は可能である。となりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第28号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 28 号の番号 1 番の 1 案件については、意見を求められております。審査報告は、番号 1 番の 1 案件につきましては、転用は可能である。とのことですので。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 28 号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号 1 番の 1 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 続いて、議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 3 ページをご覧ください。議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成 30 年 5 月 16 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成 30 年 5 月 17 日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。7 ページをお開きください。議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成 30 年 5 月 16 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 8 ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 29 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 30 号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案
第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の
規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないといたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうご
ざいました。
(とき、午後 2 時 28 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 29 分)

議長 次に議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務
局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告
を求めます。
番号 1 番の 1 案件を 23 番 宮成敏彦 委員にお願いいたします。

23 番委員 緒方の宮成敏彦です。
5 月 7 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さん、●●●●●さんから譲受人●●●●●
●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。
譲渡人はいずれも経営規模の縮小を検討しており、近くで農地の管理をしていた譲受人に
相談しました。譲受人も申請地が自身の経営地に近く、利便性が良いことから、売買で話
がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 499 アールと
なり下限面積の 40 アールを超えています。
また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問
題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 31 号の番号 1 番の 1 案件についてこれより
質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第31号の番号1番の1案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。
これから採決します。議案第31号の番号1番の1案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。
「議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号1番及び番号2番の2案件を13番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13番委員 三重の神田隆善です。
5月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号1番の案件についてですが、譲渡人●●●●さん・●●●●●●さんから譲受人●●●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。
譲受人は、三重町内の借家で妻と子供2名の4名で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、三重町内での家の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折合いが整わず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も申請地の管理に困っていたため、売買の話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。
次に番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●●●さんから譲受人株式会社●●●●●●代表取締役●●●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、主に水道、電気、土木工事をしている株式会社ですが、既存の資材置場(赤嶺655番1:原野1,324㎡)が手狭になり、資材置場を探していました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折合いがつかず断念していたところ、既存資材置場から里道をはさんだ申請地を見つけ、譲渡人に相談しました。譲渡人も近年は最小限の管理をしているのみで、今後の管理に困っていた土地であった事から、売買での話がまとまり、今回

申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 緒方の麻生祐三子です。

5月7日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は平成28年8月に福岡県から実家のある緒方町に借家を見つけUターンしていましたが、借家が手狭であったことから将来を見据えて新居を探しており、申請地に隣接する緒方町木野字堀口472番1(宅地:647.82㎡)の土地家屋を譲渡人から売買で取得しました。その際、譲渡人から申請地も買って欲しくないかと相談があり、譲受人も自宅に隣接し管理に都合が良いことから、ツツジ20本を植栽し今後は庭として管理したいため、農振除外後に申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第32号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第32号の番号1番から番号3番までの3案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第32号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 これをもちまして、平成30年第5回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後2時44分)

議事録署名委員 9番委員 衛藤英教

" 10番委員 深野源平